

公益財団法人横浜市建築保全公社入札等評価委員会設置要綱

制定 平成 26 年 11 月 1 日 要綱第 17 号
改正 令和 3 年 3 月 15 日 要綱第 6 号
令和 3 年 4 月 1 日 要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律 127 号）」の趣旨を踏まえ、第三者機関である公益財団法人横浜市建築保全公社入札等評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は理事長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 工事に関し、入札及び契約手続の運用状況などについて報告を受けること。
- (2) 工事のうち委員会が抽出したのに関し、入札又は契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名業者の選定方法及び随意契約に係る経緯等について審議を行い、必要と認めた場合には意見の具申を行うこと。
- (3) 工事請負に関する契約不適合者の認定の状況などについて報告を受け、必要と認めた場合には意見の具申を行うこと。
- (4) 工事請負に関する談合情報対応についての報告を受け、必要と認めた場合には意見の具申を行うこと。
- (5) 工事請負に関する一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に係る苦情について、報告を受けること。
- (6) 公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適合者認定等措置要綱に基づく契約不適合者の認定又は警告若しくは注意の喚起に係る再苦情について、理事長の依頼に基づき審議を行い、その結果を報告すること。
- (7) 工事の安全性、適正な施工の確保等の取組みについて報告を受け、必要と認めた場合には意見の具申を行うこと。
- (8) 入札及び契約業務に関して、IT 化推進、電子入札の導入・運用、顧客満足の取組み等について報告を受け、必要と認めた場合には意見の具申を行うこと。
- (9) その他理事長が必要と認めた事項について審議を行い、必要と認めた場合には意見の具申を行うこと。

(委員会の委員)

第 3 条 委員は学識経験等を有する者の中から理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 3 人で組織する。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

5 委員の代理は、認めないものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は原則として年2回開催するほか、第2条第6号及び第12条の事務に係る会議等は必要な場合に随時開催する。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、理事長が行う。

3 委員長は、委員会の会議の議長とする。

4 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(書面による委員会)

第5条の2

前条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ないものについては、書面による委員会に代えることができる。

2 前項に規定する委員会は、過半数以上の委員による表決書(様式第1号)の提出をもって開いたものとみなす。

3 委員は、表決書を委員長へ提出するものとし、議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、議事結果通知書(様式第2号)により、議事結果を委員へ通知するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議以外における指定委員による事務委任)

第7条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務について、あらかじめ指定した委員(以下「指定委員」という。)に委任することができる。

(意見の具申)

第8条 委員会は、第2条の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事にかかる理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、理事長に対して意見の具申を行うことができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公表)

第10条 委員会は、第2条の事務について意見の具申を行った場合は、これを公表するものとする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。